

平成 16 年 (ワ) 第 16702 号 損害賠償請求事件

原告 外 118 名

被告 西東京市

準備書面 (3)

平成 17 年 4 月 4 日

東京地方裁判所 民事第 7 部 合 B 通係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 増 田 利 昭

同 弁護士 関 口 正 人

同 弁護士 鈴 木 雅 人

同 弁護士 佐 渡 島 啓

同 弁護士 結 城 大 輔

同 弁護士 富 田 千 鶴

第 1. 原告らの主張

1. はじめに

原告らは、被告西東京市が住民一人一人の識別用として住民票(住基法7条)に全国民全てと異なる数字である「住民票コード」を記載すること、住民票コードを含む本人確認情報(6情報)を市町村の権限内である既存住基サーバ、住基ネット専用CSサーバ内に止めることなく、その外側である東京都のサーバに送信し、さらには指定情報処理機関(地方自治情報センター)へと送信するということは、原告らの人格権およびプライバシー権を著しく侵害するものであると考えるものである。

他方、被告西東京市は、基礎自治体として、「住民の福祉の増進を図ることを基本」(地方自治法1条の2第1項)とし、「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資する義務」(地方財政法1条)を負い、西東京市個人情報保護条例では、第1条(目的)において、「この条例は、個人情報の適正な取扱いについての必要な事項を定め、個人情報を保護するとともに、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という)の開示請求等の権利を保護することにより、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。」と明記している。

とすれば、住基ネット導入にあたって、原告ら市民の個人情報を適切に取り扱い、基本的人権を擁護するためにどのようなことを議論し、決定し、実行したのかが、権利侵害の有無のみならず、職務執行の違法性の有無、程度の判断に当たって必要不可欠な事柄となるのである。

以下、この点について更に詳論する。

2. 住基ネットが市町村の自治事務であることの意味

(1) 自治事務の意義

地方自治法上、地方公共団体の事務は、「法定受託事務」(地方公共団体が処理する事務のうち、国等が本来果たすべき役割に係るものであって、国等においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれ

に基づく政令に特に定めるもの。地方自治法 2条 9項)と、 「自治事務」(法定受託事務以外のもの。地方自治法 2条 8項)とに区分される。

このうち、「自治事務」は、「地方公共団体の役割、すなわち 地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」(地方自治法 1条の 2第 1項)を遂行するために行われる事務である。「自主的かつ総合的に実施する」とは、地方公共団体が、行政の企画・立案、選択、調整、管理・執行などを、自らの判断と責任に基づいて処理することを意味している。「自主的」とは、自らの判断と責任に基づくこと、すなわち、「自己決定」と「自己責任」を原則とすることである。したがって、地方公共団体が自治事務を行うに際しては、自らの判断で決定していかなければならない。だからこそ、その判断の責任は、当該地方公共団体に帰するということにもなるのである。

(2) 住民基本台帳に関する事務

住民基本台帳に関する事務は、法定受託事務ではないので、法律上、自治事務である。

また、「住民の居住関係の公証」(住基法 1条)を目的とする住基法上の事務は、住民に身近な「基礎自治体」である市町村が自らの判断と責任において遂行すること(住基法 3条 1項)が、行政目的に適うものであり、そのように改正以前から行政実務において行われていたところである。その意味で、実質的な意味でも、住民台帳法上の事務は自治事務である。

住民票に住民票コードを含めた本人確認情報を記載し、管理するのは、市町村である(住基法 7条、36条の 2)。既存住基サーバ、市町村の住基ネット専用 CSサーバという、市町村が管理・運営しているサーバから、都道府県の CSサーバへ本人確認情報を送信し、修正の通知をするのも、市町村である住基(法 30条の 5)。

とするならば、住基ネット上の「本人確認情報」を管理する第一次的責任を負うのは、当然、市町村であるということになる。

- (3) したがって、被告西東京市は、住基ネット上の「本人確認情報」の管理に関する事項については、自治事務として、自己の判断で決定し、第一次的責任を負うものである。

3. 地方財政の健全性確保

(1) はじめに

どのような制度にせよ、自治体が新たな制度を運用することには、多寡はともかく、費用がかかる。制度の目的自体が自治体ないし自治体住民にとって有益でないならば、そもそもそのような制度を作るべきではないし、運用すべきでもない。制度の目的が良くても、さまざまな意味において負担がかかり過ぎるのであれば、このような制度も作るべきではないし、運用すべきでもない。社会常識である。

地方自治法 2条 14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しており、これを受けて地方財政法が設けられている。

自治事務である住基ネットも、当然、地方財政の健全性確保の範囲で行われなければならない。

(2) 地方財政法

地方財政法では、このような社会常識を踏まえて、次のような規定を設けている。

ア 地方自治体の責任

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない(地方財政法 2条 1項)。

市町村の財政の健全性を維持する義務は市町村にある。財政の健全性は当該市町村の収入支出の実態から個別市町村ごとに具体的にみるべきものであ

って、他の市町村の政策と同じことをしていさえすればよいというものではない。

もちろん、広い意味において国の政策に反したり、国の財政や他の地方自治体の財政に累を及ぼすような施策をしてはならないことは言うまでもないが、地方自治が憲法で保障されていることからすれば、ここにいう「国の政策」とは、地方自治を尊重したものになっていなければならないのであって、地方自治を無視するような「国の政策」は地方財政法 2条 1項にいう「国の政策」には当たらない。

地方財政法は地方財政の健全運営の内容として、国の財政や他の地方自治体の財政に累を及ぼさないようにすることを含めている。このことは、いくら地方自治が憲法上保障されているとしても、各地方自治体が自分だけの考えで好き勝手なことをしてよいということではなく、国や他の地方自治体への財政的影響も考えなければならないということである。したがって、市町村は、国や他の地方自治体との関係で責任が持てないようなことをしてはならないのである。

イ 国の責任

国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自立性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない(地方財政法 2条 2項)。

市町村の地方自治が尊重されなければならないのに、その実態において、国が市町村の財政実態を無視してさまざまな難題を押し付けるようなことがあってはならないということである。

したがって、例えば、国が主導的に推し進めている政策は、国の費用と責任において遂行すべきであるところを、国が「全国の市町村が求めたから制度化した」などと虚偽の説明をすることによって、市町村に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

ウ 費用対効果

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を

こえて、これを支出してはならない(地方財政法 4条 1項)。

地方財政の健全性を確保する上での大原則である。地方自治法に同様の規定があることは、すでに指摘した。

特定の政策を実行するときに、その政策が当該市町村(の住民、職員など)にとってどのような意味があるかは各市町村によって必ずしも同じではない。また、その政策にかけられる経費の多寡、全体予算に占める割合も異なる。したがって、各市町村は特定の政策を採用するか否か、採用するとすればその政策によってどのようなことをするか、準備費用としてどれほどの経費を支出できるか、政策を開始してから毎年のランニングコストにどれほど経費をかけられるか、責任を持って政策を実行する職員などを確保できるかなどを、検討しなければならない。

自治事務にあっては、市町村が第一次的に責任を負うべきことになるから、尚更のこと、費用対効果を厳密に検討し、その政策の実行のあり方を決めるべきである。

4. 個人情報保護条例上の責務

(1) 住民基本台帳法と個人情報保護条例の関係

住民基本台帳法は法律であり、個人情報保護条例は条例である。憲法が条例制定権について「法律の範囲内で」(憲法 94条)と規定しているので、両社の関係を簡単に説明しておく。

まず、両制度はそれぞれ別の目的で作られたものであるから、それぞれの制度運用において対立することは、基本的に、ない。市町村としては、一方で、住基法に規定された住基ネットを運用しつつ、他方で、住民の個人情報を保護する義務を負っている。住基法の制度目的には、「住民に関する記録の適正な管理」(住基法 1条)が含まれており、住民基本台帳を管理する「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ず

よう努めなければならない」(住基法 3条 1項)などが基本的な仕組みとなっていることからすれば、これを住民の側から見たときには、個人情報の保護こそが「適正な管理」「必要な措置」の中心的な内容をなすと解すべきである。

このような関係を前提にして、被告西東京市は、本人確認情報に関して、以下に述べるように、個人情報保護条例上の責務も負っているものである。

- (2) 西東京市個人情報保護条例(以下、「本条例」という)上、「個人情報」とは、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープその他これに類するものに記録されるもの又は記録されたものをいう」(本条例 2条(2))。

住民基本台帳法上の「本人確認情報」は、氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード(および変更履歴)の6情報であるから(法 30条の5第 1項)、特定の個人が識別される情報である。また、当該情報は「住民基本台帳」(現在は、既存住基サーバの磁気ディスク等の記憶媒体)に記録されている。

したがって、住民基本台帳法上の「本人確認情報」は、本条例で保護される「個人情報」である。

- (3) 個人情報保護のための西東京市の義務

本条例では、本人確認情報(個人情報)の収集、保管および利用等に関して、以下のように規定している。

- ア 西東京市は、本人確認情報の収集、保管および利用をする場合、「市民の基本的な人権を尊重する」とともに、本人確認情報の「保護を図るために必要な措置を講じなければならない」(本条例 3条 1項)。
- イ 西東京市は、本人確認情報の収集、保管および利用をする場合、「その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。」(本条例 6条)
- ウ 西東京市は、本人確認情報を「収集しようとするときは、利用目的及び内容等を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。」(本条例 8条 1項)

なお、同条4項では、「法令等の規定により、本人が申請、届出その他これに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。」旨記載されている。

- イ 西東京市は、本人確認情報を、本条例10条2項に基づいて外部提供(市以外のものに対する提供)するときには、本人確認情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な条件を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。(本条例10条4項)
 - オ 西東京市は、本人確認情報を処理するため、本条例12条1項ただし書の規定に基づいて、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体等の電子計算組織と通信回線による結合を行った場合において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、西東京市は、直ちに通信回線を遮断することができる。(本条例12条2項)
 - カ 何人も、西東京市が本条例第10条第1項又は2項の規定によらないで、自己情報が目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。(本条例17条)
4. 住基ネットにおける個人情報の管理～住基ネットの設計ミス
- (1) 市町村は市町村CSを越えて本人確認情報を管理することができない
- 住基ネットでは、回線上を本人確認情報が移動(拡散)する。基礎自治体である市町村が、訂正、変更、削除などの権限を有しているのは、市町村の住基ネット専用CS内にある間であって、住基ネット専用CSを出て、都道府県サーバ、地方自治情報センターのCSへと送信されてしまったデータは、それがどのように管理、利用等されるのかについて、市町村は全くチェックすることができない。例えば、市町村は、自らが管理すべき住民の本人確認情報について、その利用状況を知るためのアクセスログを、都道府県、地方自治情報センターに対して求める権限がない(住基法30条の37参照)。それだけではなく、自ら修正する権限も有していない。つまり、住基ネット全体という視点で本人確認情報を見た場

合、市町村が管理権限を行使できるのは、あくまでも自分のサーバ（市町村の住基ネット専用CS）上のデータだけでしかない。これでは、従来（すなわち、住基ネット稼働以前）の既存住基システムにおける住民基本台帳業務からみて、市町村が本人確認情報（すなわち、個人情報の中でも個人の識別性の最も高い情報）に対する管理権限が縮小したものとなる。

したがって、住基ネット導入後は、市町村は責任をもって自治事務としての住民基本台帳業務を遂行することができなくなってしまう。これは、明らかに地方自治の原則に反している。また、個人情報保護条例に定める責務を果たすこともできない。これまた、住民の基本的人権の擁護という個人情報保護条例の目的を達することはできないし、ひいては住民の福祉の増進を図ることもできないから、やはり地方自治の原則に違背している。

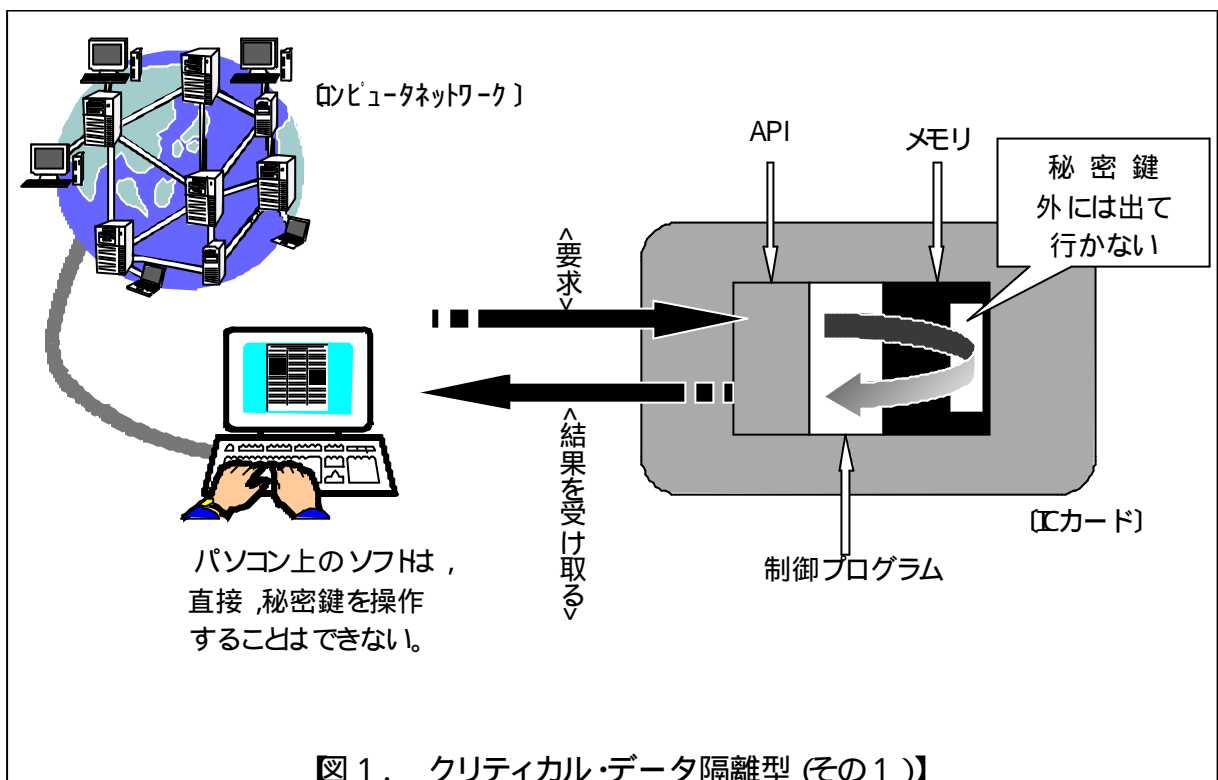
(2) 市町村の管理権限を狭めたのは住基ネットの設計ミスである

住基ネットは上記のように、およそ地方自治の原則に反し、住民の基本的人権の尊重にも反するものでは、ある。しかし、これはひとえに“コンピューターネットワークシステム”というシステムそのものから生じる不具合ではない。システムの仕組みそのものによるものであるし、より根源的には、どのような目的のために、どのようなシステムを構築するか、という制度設計によるものである。結論を先に言えば、上記のような自治事務、住民の個人情報保護の観点からして、住基ネットは設計ミスである。この点につき、以下に詳論する。

(3) コンピュータネットワークシステムのアーキテクチャ～流通型と隔離型

コンピュータネットワークシステムにおけるデータ管理のアーキテクチャ（ネットワーク等の基本設計や設計思想のこと）としては、データそのものが当該ネットワーク内を流通する「流通型」と、データの中でも絶対に流出が許されないデータ（以下、「クリティカル・データ」という）は、ネットワークに接続されていない内部セグメント上に構築されたサーバ内で処理する「隔離型」とがある。

「セグメント」 1本の10BASE-2または10BASE-5ケーブルに接続されたネットワークのノードの集まり。10BASE-2の場合は1セグメントは最長185mまで、10BASE-5の場合は最長500mまで延長することができる。これより長くしたい場合はリピータやブリッジ、ルータを使う必要がある（『アスキーデジタル用語辞典』<http://yougo.ascii24.com> による）。



隔離型アーキテクチャは、現在の社会においても利用されており、JR東日本の「SUICA」などの商用ICカードシステムが有名な具体例である。これらの隔離型アーキテクチャにおいては、公開鍵暗号方式の秘密鍵を厳重に管理する必要があるが、秘密鍵を用いた署名作業、暗号の復号などの操作の際には、商用ICカードの外に当該秘密鍵を「流通」させることをせずに、商用ICカード内のチップにおいて必要な処理を行う仕組みとなっている。ネットワークに繋がれたコン

コンピュータ端末自体は、商用 IC カードの“API”(Application Programming Interface)を使って、カードのチップに署名や復号などの処理を行わせ、その結果を取り込むだけである。この点につき、上記図 1. を参照されたい。

(4) 隔離型アーキテクチャによる個人データ管理

隔離型アーキテクチャを自治体における個人データの管理に適用すると、以下ようになる。なお、図 2. も参照されたい。

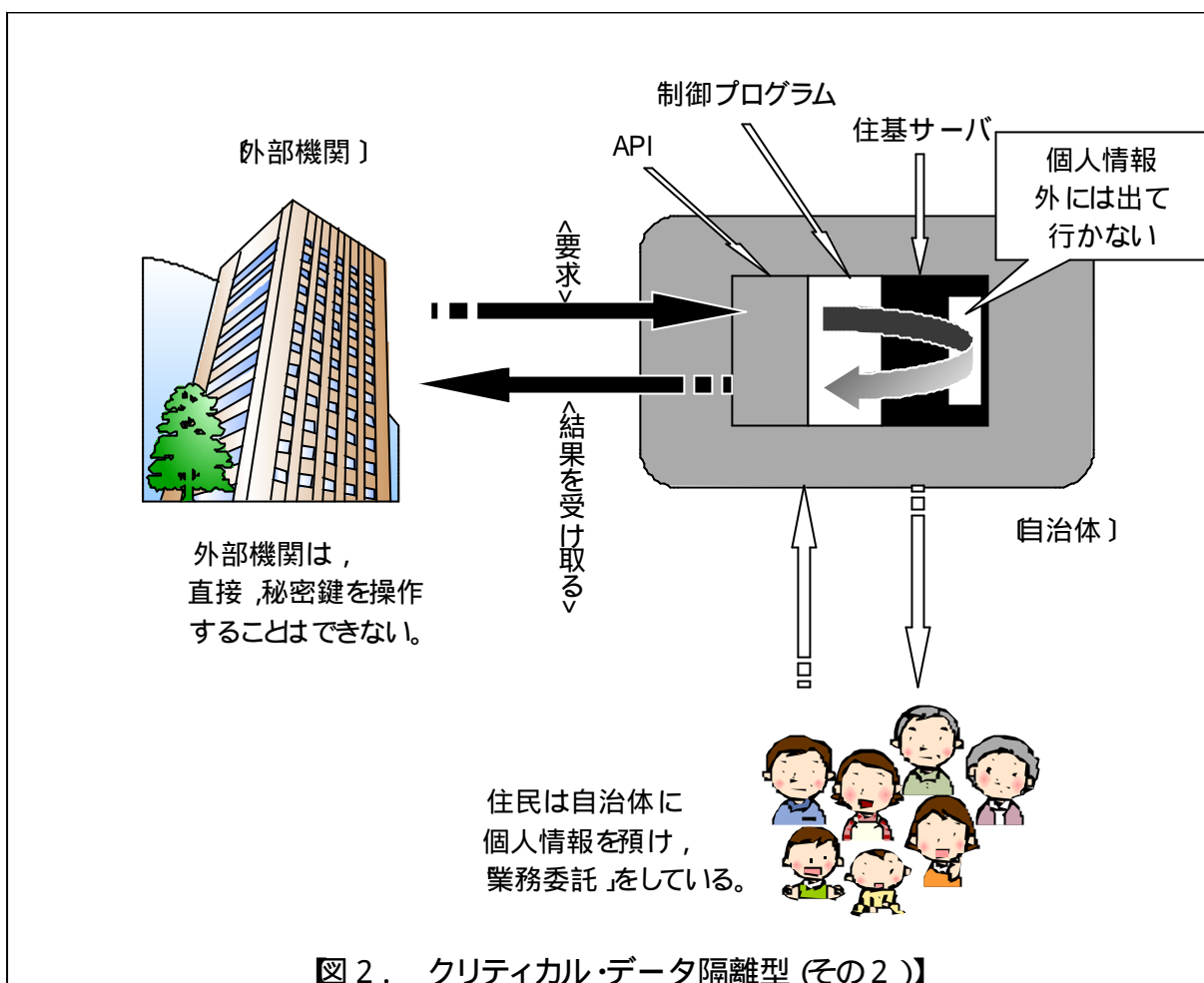
隔離型アーキテクチャにおける個人データ管理

住民の個人データを自治体に預けておく。そして、自治体から、個人データそのものは、コンピュータネットワークを経由して外部に出て行かない。

住民個々人には、当然、識別上の番号が付けられるであろうが、自治体内で識別可能であればいいので、当該自治体を越えて、全国レベルで識別可能である必要はない。

行政上必要な処理は、自治体が住民の代理として代行する。当該自治体を越えて本人確認を行う必要が生じた場合は、必要な部分に関してだけの照合作業を自治体内サーバで行い、その結果を回答する。

以上の隔離型アーキテクチャによる場合は、そもそも住民の個人データは全国規模でのコンピュータネットワークシステムに流通することがない。個人データはあくまでも自治体において保存、管理、修正等を行うことができる。また、そのために守るべき対象も明確かつ簡潔になる。すなわち、個人データを蓄積した自治体のサーバを厳重に守ればいい。しかも、当該サーバから個人データはネットワーク上を流れる訳ではないので、守り方も明快なものとなる。



以上の隔離型アーキテクチャは、住基ネット稼働以前の、各自治体のデータベースが独立して存在している時と基本的には同じ構造であることがわかる。は既存住基のサーバに相当するし、は各自治体内での整理番号に等しい。も従前の本人確認情報の提供作業と、本質的に何ら異なることはない。

しかし、上記の隔離型アーキテクチャによっても、広域的な行政サービスの提供 - 例えば、住民票の広域交付 は、技術的に十分可能である。要は、の局面で IT 化をすればいいのである。「本人確認情報」というクリティカルなデータを、わざわざコンピュータネットワークシステムに流通させるという危険を冒さなくても、広域的な行政サービスを提供することは、技術的に十分可能なのであ

る。とすれば、住民基本台帳業務が自治事務であるということ(それゆえに基礎自治体が自ら決定し、自ら責任を負う)、被告西東京市には個人情報保護条例に基づいて、住民の個人情報の保護を図るべき責務があることからすれば(本条例1条)、「流通型アーキテクチャ」に基づく住基ネットには、制度設計のレベルで致命的な欠陥を有していることは一目瞭然である。「国が決めた法律だから」との説明は、自治事務である住民基本台帳業務に関しては、住民に対して説得力がない。なぜならば、法律は国が制定したものだとしても、そこに規定されている事務について、管理運用や損害賠償などの責任を負うのは、被告西東京市自身であるからである(自治事務)。

(5) 結論

住基ネットは、データ管理に関して、隔離型ではなく、流通型のアーキテクチャをとっている。そのため、本来厳重に自治体に保管されるべき「本人確認情報」がコンピュータネットワークシステムを流通することになる。しかも、市町村はコンピュータネットワークシステムに流通する住民の本人確認情報を管理することができない。このように、住基ネットは、本人確認情報に関して第一次的責任を負っている市町村が本人確認情報を実効的に管理することができない仕組みとなっており、市町村の立場からすれば、明らかに設計ミス of の仕組みである。

5. 住基ネットの問題点～人格権、プライバシー権との関係

(1) 住基ネットには、そもそも正当な行政目的がない。

この点は、被告側が敢えて原告らの主張に対して具体的な理由を示して認否していない点からも、明らかである。

(2) アーキテクチャ選択のミス

住民票の広域交付などの、広域的な行政サービスの提供を住基ネットの目的であると仮定してみても、既存住基のシステムに基づき、「隔離型アーキテクチャ」によって当該目的を果たすことは十分に可能である。

他方、住基ネットの「流通型アーキテクチャ」では、個人データ流出の危険が

隔離型よりも格段に高く、「広域的な行政サービスの提供」という行政目的と比べても手段としての適合性がない。

(3) 被告西東京市の責任範囲を超える選択

被告西東京市は、同市の住基ネット専用CSから送信された住民の個人データを、管理すべき立場にあるにもかかわらず、現行の住基ネットの仕組みにおいては、管理不可能である。しかし、上記のように、住民基本台帳事務は自治事務であるから、被告西東京市の判断と責任において実施される事務である。

したがって、住基ネット稼働に際しては、被告西東京市は、どのような判断、意思決定手続によって当該事務を行ったのかを、原告ら住民に対して明らかにする責任がある。

(4) 個人データ保護の困難性

コンピューターセキュリティの専門家も指摘しているように、コンピューターネットワークシステムのセキュリティを100%にすることは、できない(吉田柳太郎、西邑亨著『住基ネット・セキュリティ入門』第3章)。なぜなら、コンピューターネットワークシステムは、「機械」(電子計算機。なお、OS等のソフトウェアも含む)のみからなるのではなく、「機械」を使う「人間」も含まれているからである。「機械」だけに限っても、クラッキングなどの外からの侵入というセキュリティ・クライシスのみならず、OSにはバグや、未知のセキュリティ・ホールが存在していることは、今日では社会常識の範囲内である。そのうえ、杜撰なパスワード管理等の人的ミスや、なりすまし等のソーシャルエンジニアリングなど、人的レベルでのセキュリティ上の問題が存在している。とりわけ、「流通型アーキテクチャ」をとる以上、市町村サーバ以外にも、ネットワーク全体に個人データが流通することになり、単に既存住基サーバと市町村の住基ネット専用CSサーバのみを守れば足りるわけではない。これは、単なる杞憂や、空想の産物ではなく、現に我々が直面している事態である。とりわけ、住基ネット稼働後は深刻な状況といえる。

そのうえ、住基ネット上で流れている情報は、「本人確認情報」という、もっとも

個人識別の確実な情報(クティカル・データ)であり,おまけに本人確認にとってほぼ絶対的ともいえる「住民票コード」まで含まれている。「住民票コード」は,本来,秘密鍵として,コンピュータネットワークシステムに流通させるべき情報ではない。基礎自治体において嚴重に管理・保管すべき情報である。それが漫然とコンピュータネットワークに流通させられる仕組みは,住民の個人情報保護に真っ向から反するものであり,人格権,プライバシー権を著しく毀損するものであることは,明らかである。

(5) 費用対効果

しかも,住基ネット上の個人データを保護する費用は,既存住基情報の保護に必要な経費とは別にかかるものであるから,被告西東京市としては,地方財政原則である費用対効果の観点から,何にどれだけの費用がかかり,それによってどのような経費がどれだけ節約できるかを具体的に検討し,費用対効果のバランスがとれることを確認した上で,住基ネットの採用ないし稼働に取り組むべきである。

もし仮に,被告西東京市が独自に費用対効果の検討をしていないとすれば,地方自治の放棄に他ならない。

(6) 被告西東京市の住民に対する説明責任

上記のように,そもそも住基ネットには正当な行政目的はない。仮に正当な行政目的があるとしても,制度設計自体がミスである。そのうえ,住基ネット自体に多くの致命的なセキュリティ上の問題もある。このような制度設計のミスとセキュリティ上の問題は,直ちに,原告らの人格権,プライバシー権に直結する問題である。なぜなら,被告西東京市には,上記のように,本条例に照らして,住基ネット稼働に際して,個人情報を保護するための数々の措置を行うべきであったにも関わらず,現実には全く行っていないからである。

もし,被告西東京市が,住基ネット稼働に際して,原告ら住民に対して,住基ネットの行政目的を明らかにした上で,住民票コードをつけることとその意味,住

基ネットの構造,市町村の法的責任,財政負担など,住基ネットに関する重要な事項についてきちんと説明していたというならば,是非とも,早い機会に具体的かつ詳細に主張されたい。

6. 被告西東京市が認否すべき事実

以上のように,本件訴訟においては,これまで原告ら側が指摘し,それに対して被告が認否していない部分こそ,本件の請求原因事実(人格権,プライバシー権侵害と,職務行為の違法性)に密接不可分に関わる事実なのである。なお,原告らが被告に明確な認否等を求める事実について,上記主張を踏まえながら,具体的に指摘する。

(1) 訴状4頁「4 事実の経過」の第1段落について

被告が,住基ネットないしこれに類する制度の法制化を求めたか否か,あるいは被告が他の市町村が法制化を求めたことに反対しなかったかどうかは,住基ネットの行政目的および制度設計に関する被告の認識に直接的に関わる事実である。もし,被告が住基ネット等の法制化を求める「全国の多くの市町村」に含まれていたならば,住基ネットの制度設計に当たり,そもそも被告がどのような行政目的を有し,その目的達成のための制度として当該住基ネットが適切かどうかを検討することができる。特に人格権侵害,プライバシー権侵害との関係では,例え住民の人格権,プライバシー権を危機に晒しても,なお遂行すべき重大な行政目的があるのか,それだけの損害を覚悟しても導入すべき制度であるのか,についての議論へと進むことができる。

(2) 訴状4頁「4 事実の経過」の第3~4段落について

住民基本台帳事務は自治事務であるから,改正法が閣議決定され,その後改正法が成立・施行されれば,当該事務は被告が自らの判断と責任において行うものとなる。したがって,閣議決定に先立ち,または閣議決定後改正法成立前に,被告は,議会において住基ネットの問題点を説明し,法制化の是非を検討する必要がある。しかも,被告においては,本人確認情報の収集,保管およ

び利用をする場合、「市民の基本的人権を尊重する」とともに、本人確認情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない」(本条例 3条 1項)のであるから、そのような説明や法制化の是非の検討は、「市民の基本的人権を尊重」するために必要不可欠な行為ということになる。

(3) 訴状 5頁「4 事実の経過」の第 7段落について

住基ネットは、住民の人格権、プライバシー権を著しく侵害するおそれのある仕組みであるから、住基ネット稼働によって権利侵害を現実になり、またはそのおそれのある住民に対して、住民票コードをつけることとその意味、住基ネットの構造、市町村の法的責任、財政負担など、住基ネットに関する重要な事項について説明を行うことは、基礎自治体である被告の責務である。この点は、単に自治事務であるというだけでなく、上述したように、本条例 3条 1項、6条、8条 1項・4項、10条 4項、12条 2項、17条などの規定から、明らかである。

にも関わらず、被告が上記の説明を住民に行わなかったということは、住基ネット稼働によって人権侵害が予想されたにも関わらず、必要な措置等を講じなかったということになり、少なくとも被告の法令(条例)違反の誹りは免れないからである。

(4) 訴状 5頁「4 事実の経過」の第 8段落について

西東京市議会が住基ネット稼働開始延期を求める意見書を採択したにも関わらず、稼働開始延期のために何らの努力をしなかったという事実は、住民基本台帳事務が自治事務であるという点からして、正しい自己決定を行っていなかったということの証左となる。それに加えて、住基ネット稼働による住民の個人情報保護のために必要な措置を全くとらなかったということを裏付けるものであり、やはり少なくとも条例違反の誹りは免れない。

(5) 訴状「5 住民票コードの特異性」について

この点はすでに平成 16年 12月 20日付け準備書面 2頁 12行目以降の部分で明らかにしたように、住民票コードが整理番号と違うという点が、住民票コード

の問題点に関する核心的事実にはならないものである。

住民票コードの問題点は、住民一人一人に1桁の、かつ、全国民全てと異なる数字であるコード番号が付されるということ、そしてコード番号自体は、変更請求や他の自治体への移転等の事情によって変わるとしても、本人確認情報に変更履歴が含まれることによって、本人識別がほぼ100%に近い形で行えるという点、そういった整理番号と異なる住民票コードの特異性があるからこそ、人格権、プライバシー権が侵害されるということになるのである。

原告らとしては、当該主張はいずれも住民票コードの特異性としては正しいものと思料しているが、その点については、今後、人格権侵害、プライバシー権侵害を検討するに当たり、重要な前提事実となるものであるから、敢えて、被告側に認否を求めている次第である。

7. 原告らが被告西東京市に求めていること

以上の主張を検討のうえ、被告におかれては、原告らの主張に対して、明確に認否・反論をされたい。

訴状2頁「1 本件訴訟の意義」でも述べたように、原告らは被告に対して、この訴訟を通じて、住基ネットについての真剣な議論を望んでいるものである。もし、被告が改正住民基本台帳法の制定や施行、住基ネット稼働等に際して、原告ら住民に対し、十分な説明や意見交換などを通じて、住民意思を形成ないしは斟酌していたのであれば、わざわざ裁判まで起こして、その点を明らかにする必要など、なかったのである。

被告は、基礎自治体として、住民の個人情報を保護すべき第一次責任を有している。したがって、どうか、訴訟の場においては、住基ネットという自治事務に関して、住民側と対等な立場で対話することから、逃げないで欲しい。

原告らは、改正住基法を制定し、施行した国（主管官庁である総務省）の意見を聞きたいわけではない。原告らが知りたいのは、基礎自治体である被告西東京市が、住基ネット稼働に関して、どのように考え、どのように行動したのか、た

だそれだけといっても過言ではない。本件訴訟でも、国（主管官庁である総務省）の判断や行為の違法性を問っているわけではない。自治事務として「自己決定」と「自己責任」を負うべき被告西東京市の判断や行為を問っているのである。そして、その点が議論の俎上に上らなくては、請求原因事実（人格権、プライバシー権の侵害、職務行為の違法性）についての議論が始まらない。

以上